

地域医療構想調整会議（保健医療計画委員会との合同会議）の議事概要 報告書

福山・府中地域保健対策協議会

会議の実施日時	令和5年2月21日（火） 令和4年度 第3回（Web開催）
報告事項ア 二次保健医療圏の見直し検討に係る意見について	
<p>【説明概要】（事務局）</p> <p>○令和4年7月の広島県医療審議会及び第1回保健医療計画部会において、次期広島県保健医療計画に係る今年度の検討事項として、「二次保健医療圏の見直し検討」を行うことが決定され、県地对協（保健医療基本問題検討委員会）の協力を得ながら検討するとされた。</p> <p>○令和4年9月7日付けで県医療審議会計画部会会長から各圏域に意見照会が行われ、11月15日（火）の福山・府中地对協保健医療計画委員会及び医療構想調整会議2回合同会議で圏域の意見を取りまとめ、県医療審議会保健医療計画部会へ回答した。令和4年12月21日に第2回県地对協保健医療基本問題検討委員会が開催され、圏域からの意見を踏まえて議論を行い、「次期広島県保健医療計画については、全ての圏域において現行の二次保健医療圏が妥当との結論が示され、本委員会としても現行の二次保健医療圏とすることが妥当である。なお、将来的な人口動態等を踏まえ、第9次広島県保健医療計画策定に向けては、適切な時期に二次保健医療圏の見直しを検討する。」との意見がまとめられた。</p> <p>○上記委員会での議論を踏まえ、令和5年1月19日の第2回県医療審議会保健医療計画部会（県単位の地域医療構想調整会議）で、二次保健医療圏の見直し検討に関するとりまとめ（案）が示されている。本日の圏域地对協での議論を経て、3月の県医療審議会・医療審議会保健医療計画部会で、次期保健医療計画における二次保健医療圏が、現行のとおり決定される見込みである。</p> <p>【質疑・意見】 なし</p>	
報告事項イ 地域医療構想調整会議における検討状況等の確認について	
<p>【説明概要】（事務局）</p> <p>○令和4年3月24日付けの厚生労働省通知「地域医療構想の進め方について」において、地域医療構想調整会議における検討状況を定期的に厚生労働省に報告をするとともに、都道府県において報告内容を基にホームページ等で公表することとされている。</p> <p>○当該報告については、都道府県で回答を作成する項目、医療機関に回答を作成いただく項目がある。医療機関に回答いただく項目は、現状及び令和7年の機能別病床数、対応方針の策定・検証・協議状況等となっている。</p> <p>○令和4年9月末時点に係る対応では、医療機関の負担を考慮し、その時点の状況の報告のうち、医療機関に回答いただく項目についても、過去の病床機能報告等により県が把握している情報を基に県で回答を作成し、厚生労働省に報告を行った。</p> <p>○当該報告は半年ごとに行なうこととなっており、今回は令和5年3月末時点の状況を報告することとなる。今後の厚生労働省の動向も踏まえ、改めて対応を検討することとしている。当該報告に関し、医療機関へ対応等をお願いすることとなった場合は、地域医療構想調整会議等を通じてお知らせするので、御協力をお願いする。</p> <p>【質疑・意見】 なし</p>	

報告事項ウ その他

【説明概要】（事務局）

【資料3】令和4年度病床再編支援事業について

- 当事業が、地域医療構想の実現に向けた取り組みを推進するため、令和2年度の予算事業として措置されたものである。令和3年度からは、地域医療介護総合確保基金の中に位置付けられている。今回、令和4年度事業について報告する。
- この事業で医療機関が対象となる機能区分の病床を削減した場合、稼働率に応じて支給されるものである。支給要件として、圏域の地域医療構想調整会議及び県医療審議会が必要と認められることが必要となる。

【資料4】令和4年度病床機能報告及び外来機能報告の報告期間について

- 今年度から開始される外来機能報告及び病床機能報告に係る当初のスケジュールでは報告期間が10月1日から10月30日までとされていた。しかし国において不備があることが判明したため、報告様式2の報告開始日及び報告期限が延期となった。
- 病床機能報告については、令和4年12月8日より集計結果をG-MIS上に表示し、報告が開始され、報告様式1、2ともに報告期限が令和5年1月13日まで延期されている。
- 外来機能報告は、県医療介護政策課及び厚生労働省からの事務連絡により、令和5年3月6日から報告が開始され、3月29日を報告期限とするよう報告期間が延期されている。
- 国において調整中の内容もあるが、令和5年3月ごろに各医療機関から外来機能報告の報告がされた後、5月ごろには速報値、6月には暫定値、国から県へ還元される予定である。報告データをもとに、6月ごろから順次圏域において地域医療構想調整会議を開催し、紹介受診重点医療機関について協議いただき、7月ごろ紹介受診重点医療機関の公表を行う予定である。
- スケジュールは今後変動する可能性があり、国から詳細なスケジュールの連絡があり次第、医療機関には改めてご連絡する。
- 福山・府中地対協では、診療情報データ等収集分析を、神戸大学大学院（現在京都大学大学院）の先生にお願いしている。病床機能報告及び外来機能報告の報告時期が延期されたことに伴い、収集するデータの一部が収集できない状況になっているため、データ分析ができなくなっている。当初はデータ分析後、2月ごろに講演をいただく予定だったが、来年度の5月もしくは6月ごろに延期をされる見込みである。今年度に関しては、現在収集できているデータや、公開されている既存のデータを使用して分析を行い、今回の会議でご報告をいただく予定となっている。
- データの収集へ御協力いただけない医療機関もあり、データの収集がなかなか進んでいないという現状もあるので、外来機能の報告様式2が3月6日からの報告開始となるので、国へご報告をいただいた後、他のデータも含めてデータ収集の方へご協力をいただくようお願いする。

【資料5】令和5年度以降の病床機能分化・連携促進基盤整備事業における意向調査の実施について

- 県では、医療機関の病床機能の転換や事業縮小等に係る自主的な取り組みを支援することにより、病床の機能分化及び連携を推進することを目的とし、地域医療介護総合確保基金を活用して病床機能分化・連携促進基盤整備事業を実施している。
- 今後、地域医療構想の目標年である2025年が近づく中で、医療機関の取り組みを一層促進するため、令和5年度以降の補助内容を検討することを目的に意向調査が実施されている。
- 毎年度医療機関に対して補助内容を示した上で意向調査を実施し、活用を希望する医療機関がある

場合には、県として補助内容への追加を検討していくこととしている。

- 今後追加を検討する補助内容として、複数医療機関間の連携による病床再編事業の中に「職員の早期退職に要する経費」と「職員の現給保障に要する経費」を追加するとともに、国の重点支援区域、今後新設を検討する県の重点支援事業へ指定をされた場合に、補助率を2分の1から4分の3に引き上げするというものがある。

【資料6】医療機能別病床割合分析の実施について

【参考資料5】広島県医療・介護・保健情報総合分析システムを用いた分析等に係る同意について

- 地域医療構想の推進に当たっては、病床機能報告のデータをもとに地域医療構想調整会議等で議論を行っているが、地域医療構想における必要病床数は病床ごとの数値であることに對し、病床機能報告は病棟ごとの数値であるため、比較に当たっての課題があることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている近年の報告では、本県の定量的な基準の新たなしきい値の設定は困難であるという課題がある。
- この分析は、レセプトデータを用いて医療資源投入量及び入院料による機能区分ごとの病床数の割合を分析するもので、令和元年度にも同様の分析を実施している。
- 前回と同様に今回の分析に用いる医療資源投入の区分は、地域医療構想を策定した際に国から示された基準をもとに区分を行っていくものである。
- 点数のほかにも、地域医療構想策定時の基準に沿った形で、入院料等により細かな基準を設けることとしている。
- 本分析結果は、個別の医療機関からの同意が得られた場合のみ、非公開の会議の場で医療機関ごとのデータを掲載した資料として、提供可能となる予定である。
- 圏域全体のデータで、医療機関が特定されないものについては、公表資料として使用可能となる予定である。
- 今後の流れとして、各圏域の事務局から各医療機関に同意書の提出依頼を发出させていただき、医療機関から同意書を提出いただく予定としている。
- 同意事項は、医療機関名データが記載されたレセプト等のデータ提供を保険者から受け取ること、分析結果を地域医療構想調整会議病院部会等の非公開の協議の場での資料とすることである。
- 参考資料5が、同意書の提出依頼文書の雛形である。この会議終了後に、各病院と有床診療所へ发出する予定だったが、内容の見直しを要する箇所があり、再度、県本庁で検討中である。
- 県への提出期限は4月28日となっているので、3月中旬ごろまでには同意書の提出をお願いする見込みである。

【参考資料4】第8次保健医療計画における周産期・小児医療体制構築について

- 周産期・小児医療の両分野は、妊娠から小児に対する医療など、関連している分野であることから協議・検討を一体的効率的に進めることとする。現行の保健医療計画にも記載されているとおり、医療資源の集約化・重点化の必要性が高いことから、先行して協議検討を開始する。
- 集約化・重点化については、県地对協、圏域地对協での協議の後、県が設置する協議会において、6月ごろ方針決定が予定されている。
- 15年前に資源を集約化・重点化する連携強化病院と外来支援を行う連携病院を定めることについて、国から検討を行うように求められた。
- 出生数は、2005年を100として2020年は、圏域別で6割から8割の水準まで減少、15歳未満の人

口が、同じく 2005 年度比で 1 割から 3 割程度減少、2045 年に向けても同様な傾向で減少することが見込まれ、15 歳から 49 歳女性人口も同様、出生数を含め圏域ごとの差は拡大していくものと見込まれている。福山・府中圏域については、他圏域よりは減少幅が少ない傾向にある。

- 出生時の母親の年齢は、全国的に 20 代の割合の低下と 35 歳以上の割合の上昇が見られるが、合併症など母子ともにリスクの高まりが懸念される。
- 分娩取扱施設の休止が相次ぎ、44 施設まで減少している。標榜診療科（小児科、産婦人科、産科）でみた病院・診療所の施設数のうち、病院では、広島県・全国・参考の東京都ともに 2 割程度の減少、診療所では広島県・全国・参考の東京都で違いが見られる。
- 小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業の実施機関の受け入れ状況では、夜間のウォークイン患者が依然として多い状況がある。
- 広島県の産婦人科、産科、小児科に従事する医師数に大きな伸びはない状況であるが、人口 10 万人対比でも全国値を下回る状況にある。
- 医師の働き方改革では、時間外労働規制への対応は待ったなしの状況となっている。
- 医師確保計画は、2036 年を目途とする、偏在解消の長期的な計画である。中堅、ベテランが少なくなっていて、医療機能の適正配置とともに、若手の人材育成が重要である。
- 医師の働き方改革への対応とともに、医師以外の職種も含めて多様な働き方など勤務環境を改善していくことは、時代の要請になっている。
- 二次保健医療圏を弾力的に考えること、全国では人口減少とともに、分娩取扱施設が存在しない二次保健医療圏が生じるなど、二次医療圏の間でも医療資源の偏在が出てきている。
- 九州・沖縄・中国地方の各県の保健医療計画を見ると、広域的な対応を行っている県が見られる。広島県でも将来を見据えて検討する時期ではないかと考えている。
- 基本的な方針として、集約化・重点化は、各圏域の中核となる病院とし、両分野についてできるだけ同一の医療機関となるよう進めていくこと、将来を見据えて相互連携を強める圏域を設定し、必要な医療を確保していくこと、が大きな 2 点である。
- 集約化・重点化は、15 年前の連連携強化病院と連携病院の考え方、入院医療の集約などにより、各圏域の中核となる病院を原則 1 つに特定してはどうかというものである。
- 各圏域の中核となる病院については、拠点性がより明確な地域周産期母子医療センターに認定されている医療機関をベースに検討してはどうかということである。
- 福山・府中圏域については、地域周産期母子医療センターである福山医療センターと小児救急医療拠点病院であり、周産期医療機能の強化を目指している福山市民病院と、今後の見通しを含めた役割分担はどうするかということである。
- 将来的に相互連携を強めるべき圏域については、尾三と福山・府中、県内を広島・広島西・備北、呉と広島中央、尾三と福山・府中の三つのエリアが考えられるのではないかと考えている。
- この資料の最後に、1 月 23 日付けで県健康福祉局長から各圏域地対協の会長あてに発出された意見照会の依頼文書の写しを添付している。4 月 28 日が提出期限となっているが、来年度は役員改選の年度であり、また、3 月 16 日に県医療審議会保健医療計画部部会が予定されており、この会議を受けての報告や協議が必要であることから、3 月 22 日から 3 月 31 日の間に日程調整を行い、福山・府中地対協第 4 回保健医療計画委員会・地域医療構想調整会議・第 2 回医療連携会議の合同会議、終了後に運営委員会を、Web で開催する予定である。
- 圏域地対協での意見の取りまとめにあたっては、令和 2 年度周産期医療体制検討部会での議論を踏まえて、事務局で回答様式の「周産期・小児医療の医療資源の集約化・重点化に係る意見の整理表」

の原案を作成し、あらかじめ周産期及び小児医療の関係医療機関に文書でご意見をお伺いした上で、取りまとめを行う予定である。

(2) 協議事項 外来医療計画に基づく医療機器の共同利用計画について

【説明概要】(事務局)

【資料 7】外来医療計画に基づく医療機器の共同利用計画について

○医療機器の共同利用を促す仕組みを構築するため、令和元年度に広島県保健医療計画の一部として外来医療計画が策定され、令和 2 年 4 月以降に対象となる医療機器を購入、更新する場合は、医療機器の共同利用に係る計画を作成し、地域医療構想調整会議において確認することとされている。

○昨年 12 月に福山市駅家町のみよし内科から共同利用計画書の提出があった。

対象機器はマルチスライス CT で、共同利用の方法は連携先の病院又は診療所による機器仕様である。

【質疑・意見】

なし